

市民無料法律相談(7月分)

予オンラインまたは電話
※予オンラインでの予約が
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

第1火曜日13:00~16:00

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

ご存知ですか?
国民年金の保険料免除制度

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての人加入し、老後の老齢基礎年金の他、万が一のとき障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れる制度です。国民年金の保険料は月額1万6590円ですが、経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、申請手続きにより、保険料が免除されることがあります。

保険料の免除制度には、「4分の1免除」「半額免除」「4分の3免除」「全額免除」があります。

これらの免除が適用されるには、本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、一定の基準額以下であることが条件です。(なお、令和3年1月以降に離職された場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票などの写しを添付してください)

令和4年度(7月~令和5年6月)の免除申請については、7月から受け付けを開始しますが、過去の期間に関する免除申請(申請書受付月から2年1カ月前までの未納保険料)は、随時申請が可能です。その際も同様に各申請年度の前年所得で審査が行われます。なお、保険料が免除された期間の老齢基礎年金額は、全額納めた場合と比較して、4分の1免除期間は「8分の7」、半額免除期間は「8分の6」、4分の3免除期間は「8分の5」、全額免除期間は「8分の4」に相当する額で年金額が計算されます。

これらの免除期間は障害基礎年金や遺族基礎年金を受ける場合にも適用されます。ただし、一部免除制度は、残りの納付すべき保険料を納められると、免除が無効になり、老齢・障害・遺族の各基礎年金受給資格期間には含まれませんので、必ず所定の保険料を納付して

ください。

この他、50歳未満の人を対象とした「納付猶予制度」(所得審査あり)があります。

また、学生を対象とした「学生納付特例」(所得審査あり)といった保険料の納付が猶予される制度もあります。

なお、免除または猶予された保険料は、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内に追納することができます。

追納するとき、免除が承認された期間が属する年度から起算して、3年度以降に納付する場合は、経過した年数に応じた一定の額が加算されます。

問 総合窓口課国民年金担当
TEL 06・6992・1524
問 日本年金機構 守口市年金事務所
TEL 06・6992・3031

「水切りをしましょう」の巻

夏になると水分をたくさん含んだ生ごみが、出ると水切りをしましょう!!

生ごみの重量は、なんと80%が水分なんだ!

水分の多い生ごみは、臭いもするし、カラスに生ごみを荒らされる原因にもなるんだ。

水切りは、重要です。ご協力をお願いします。

守口市学校規模等適正化基本方針(改訂版)の
パブリックコメントを実施

守口市における新たな学校規模適正化に係る方針を定めるため、「守口市学校規模等適正化基本方針」の改訂を行います。

つきましては、その策定にあたり、市民の皆さんからの意見を募集します。

募集期間 7月1日(金)~31日(日)
場教育総務課、市情報コーナー、各コミュニティセンター、図書館、文化センター、市民体育館、および市ホームページに掲載

提出方法

①各閲覧場所の回収ボックスへ投函
②郵送 〒570・8666
京阪本通2丁目5番5号 教育総務課宛

注消印有効

守口市移動支援事業の
利用費用単価が改正

内守口市移動支援事業(障がいのある人を対象としたガイドヘルパー派遣)の令和4年8月利用分から「30分あたり800円から850円」に改正されます。

注市から移動支援事業の支給決定を受けており、かつ「市民税非課税世帯あるいは生活保護世帯」の人(利用者

③ファクス
FAX 06・6995・2505
④Eメール
Morikyo@city-moriguchi-osaka.jp
moriguchi-osaka.jp
注住所、氏名、連絡先を必ず記載してください。
問教育総務課
TEL 06・6995・3152

届けよう あなたの気持ち
誰かの 明日へ

7月は「愛の血液助け合い運動」1月間です。400ml献血、複数回献血へのご協力をお願いします。

近年特に若年層の献血者が激減しています。献血は命を救う身近なボランティアです。ぜひ、この機会に献血へのご協力をお願いします。

負担額が無料の人)については、今回の単価改正により利用者負担が新たに発生するものではありません。また、市民税課税世帯の利用者負担(単価の1割)と上限月額額の4千円に変更はありません。

問障がい福祉課
TEL 06・6992・1630
FAX 06・6991・2494



スポーツ・余暇活動のための
無料一般開放

時 8月1日(月)~11月30日(水)
場 佐太東町2丁目43番3(面積1千800㎡)

対市内でスポーツ・余暇活動をしている団体およびグループ
利用条件などは、受け付け時に配布
備市ホームページに掲載の「募集要項」を参照

配・申 問道路公園課 7月1日(金)~
8日(金)午前9時~午後5時30分
(土・日、祝日を除く)
TEL 06・6992・1702

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

なお、相談や連絡されずに納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差し押さえ・公売などを行うこととなります。

時 7月24日(日)9:00~13:00
場 納税課
TEL 06-6992-1852~1854

